（様式第２－２号 フロン類回収業用）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　福島県知事

申請者、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

申請者 住所

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

|  |
| --- |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項各号に規定する欠格要件１　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者２　この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成１３年法律第６４号。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者３　第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者４　フロン類回収業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの。５　第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者６　フロン類回収業者に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの７　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの　（注）主務省令で定める者とは、精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 |